

<学校保健安全法施行規則第 19 条における出席停止の期間の基準>

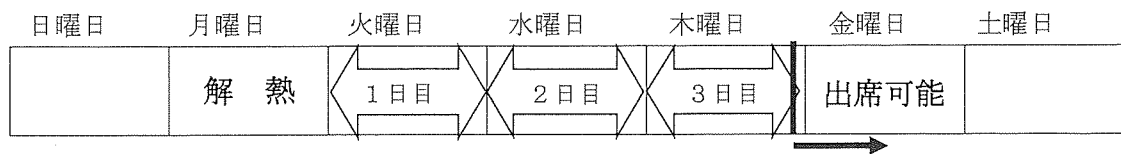
- 第一種の感染症：治癒するまで
- 第二種の感染症（結核及び髄膜炎菌性髄膜炎を除く）：
次の期間（ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるときは、この限りでない。）
 - ・ インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）
……発症した後 5 日を経過し、かつ解熱した後 2 日（幼児にあっては 3 日）を経過するまで
 - ・ 百日咳……特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
 - ・ 麻疹……解熱した後 3 日を経過するまで
 - ・ 流行性耳下腺炎……耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
 - ・ 風疹……発しんが消失するまで
 - ・ 水痘……すべての発しんが痂皮（かさぶた）化するまで
 - ・ 咽頭結膜熱……主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
 - ・ 新型コロナウイルス……発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで
- 結核、侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）及び第三種の感染症：
病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

<出席停止期間の算定について>

出席停止期間の算定では、解熱等の現象がみられた日は期間には算定せず、その翌日を 1 日目とします。

「解熱した後 3 日を経過するまで」の場合、例えば、解熱を確認した日が月曜日であった場合には、その日は期間には算定せず、火曜日（1 日目）、水曜日（2 日目）及び木曜日（3 日目）の 3 日間を休み、金曜日から登園許可（出席可能）ということになります（図 1）。

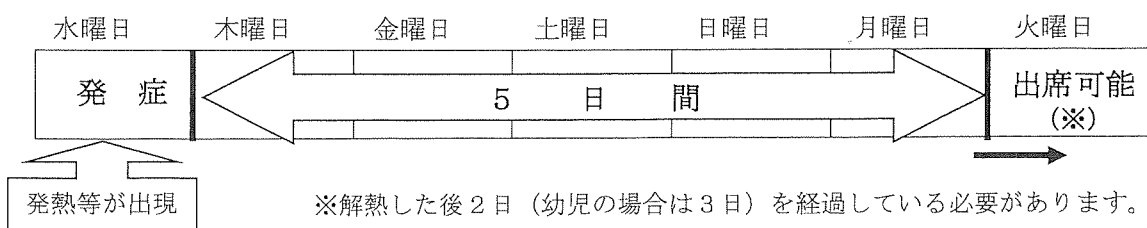
図 1 「出席停止期間：解熱した後 3 日を経過するまで」の考え方



また、インフルエンザにおいて「発症した後 5 日」という時の「発症」とは、一般的には「発熱」のことを指します。日数の数え方は上記と同様に、発症した日（発熱が始まった日）は含まず、その翌日から 1 日目と数えます（図 2）。「発熱」がないにも関わらずインフルエンザと診断された場合は、インフルエンザにみられるような何らかの症状がみられた日を「発症」した日と考えて判断します。

なお、インフルエンザの出席停止期間の基準は、「“発症した後 5 日を経過”し、かつ“解熱した後 2 日（幼児にあっては 3 日）を経過”するまで」であるため、この両方の条件を満たす必要があります。

図 2 インフルエンザに関する出席停止期間の考え方



<症状軽快とは>

解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状（咳や息苦しさ等）が改善傾向にある状態を指します。